

平成28年(ワ)第3号 放送受信料請求事件

原告 日本放送協会

被告 宮内正蔵

弁論再開申立書

2016年7月4日

奈良地方裁判所 民事部4B係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 白井 啓太郎

弁護士 安藤 昌司

弁護士 辰巳 創史

弁護士 星 雄介

弁護士 阪口 徳雄

頭書事件につき、下記理由により、口頭弁論を再開されるよう申し立てる。

記

第1 放送受信料の本質が「特殊な負担金」であるとする原告（NHK）の主張に対し、被告の反論の機会を全く保障しないまま判決を下すことは、手続保障に反する。

1 本件においては、放送受信契約及び放送受信料の法的性質が、大きな争点である。

2 裁判所は、第1回口頭弁論期日（2016年3月4日）において、原告に対して被告の答弁書に対する反論、被告に対して答弁書の補充主張の機会を与える前提で、原告及び被告双方に準備書面を提出するよう要請し、第2回口頭弁論期日（同年5月13日）を指定した。

3 被告は、同年4月25日付被告準備書面1および同月22日付被告準備書面2を提出し、原告は同月15日付準備書面（1）を提出したが、NHKはこの準備書面（1）において、はじめて放送受信料の法的性質について「特殊な負担金」であると主張し、被告の受信料の支払拒否の主張に反論した。

4 被告は、第3回口頭弁論以降に、NHKの上記「特殊な負担金」の主張に対する反論を予定しており、当然、裁判所もこれを認識していた。

にもかかわらず、裁判所は、第2回口頭弁論期日において、NHKが準備書面（1）において初めて主張した「特殊な負担金」との主張に対する反論の機会を被告に与えず、予告なく、突然、弁論の終結を宣言し、判決期日を指定しようとした。

5 一般に、弁論の再開は、裁判所の専権事項であるとされているものの、その実質的根拠については、訴訟の遅延の防止にあるとされており、判例も「裁判所が事件につき裁判を為すに熟したと認めて一旦弁論を終結すれば、爾後訴訟資料の提出の機会を失う危険あることを当事者に警告してその勤勉なる訴訟遂行を期待し、以て訴訟遅延を防止せんとする立法者の意図に外ならない。」と述べている（最一小判昭和23年11月25日民集2巻12号42

2頁)。

また、別の判例は、「自己の責に帰することのできない事由により右主張をすることができなかつた上告人に対して右主張提出の機会を与えないまま上告人敗訴の判決をすることは、明らかに民事訴訟における手続的正義の要求に反するというべきであり、したがって、原審としては、いったん弁論を終結した場合であっても、弁論を再開して上告人に対し右事実を主張する機会を与え、これについて審理を遂げる義務があるものと解するのが相当である。しかるに、原審が右の措置をとらず、・・・上告人敗訴の判決を言い渡した点には、弁論再開についての訴訟手続に違反した違法があるものというべく、右違法は・・・判決の結果に影響を及ぼすことが明らかであるから、論旨には理由があり、原判決は破棄を免れず」と述べて原審への差し戻しを命じた(最一小判昭56年9月24日民集35巻6号1088頁)。

この点、放送受信料の法的性質は、訴訟の帰趨に影響しうる重要な論点である。そして、上記1ないし4の事実経過からすれば、本件で被告が弁論終結までに原告の主張する「特殊な負担金」説への反論をしなかつたことに被告の帰責性はないし、かかる重要な論点について一方当事者の主張が未了なのであるから、本件が判決を為すに熟していたとは到底、認められない。

放送受信料の法的性格という重要論点に関し、原告の「特殊な負担金」との主張に対し、被告に反論の機会を与えることは、明らかに民事訴訟における手続的正義の要求するところである。本件で弁論を再開しても、訴訟の遅延に当たるとして非難されるいわれがないことは明らかであり、直ちに弁論を再開すべきである。

- 6 以上のとおり、本件のような重要な争点が複数ある事件で、人証の取調もなく2回の口頭弁論のみで結審すること自体が異例であり、弁論を再開せずに判決を下すとすれば、被告の手続保障を没却することになり、**訴訟手続違反の違法**となる。

第2 被告が予定する主張・立証の骨子

1 被告は、被告準備書面2や第2回口頭弁論期日でも述べたとおり、原告に対する反論や被告の主張及び立証の補充を予定している。

2 放送受信料について「特殊な負担金」とする主張に対する反論等

そもそも「特殊な負担金」という用語は、1964（昭和39）年に出された臨時放送関係法制調査会の答申において使用された用語にすぎず、法律用語でも、法制化された用語でもない。最高裁によって、明示的に肯定された用語でもない。

放送法64条1項が、「放送受信設備設置者はNHKと放送受信契約を締結しなければならない」との旨を規定していることからしても、受信料支払義務が契約により発生することは紛れもない事実である。契約により受信料支払義務が発生している以上、契約の一方当事者である視聴者には、一定の「私法上の抗弁」が主張できるはずである。

NHKは、税金ではなく、広告収入によるのでもなく、視聴者の受信料によって、存立基盤を確保している。これは、戦前の放送が、「大本営発表」にみられる国家の宣伝機関の役割を担わされたという苦い教訓の反省に基づくものである。

放送法は、NHKの報道の自由を確保すること、とりわけ国家権力からの不当な介入を防止し規制することを目的として規定を整備している。他方で放送受信契約により視聴者は受信料支払い義務を負担するが、放送法4条の趣旨等との関係で、視聴者は、一定の要件の下に受信料の支払拒否ないし支払の一時保留などの「私法上の抗弁」を有している。その抗弁権の法的性質及び要件と効果等について、被告は、詳細に主張立証する予定である。

3 鑑定意見等

受信料を「特殊の負担金」と解釈する不合理性や、受信料の支払拒否ない

し一時保留などを法的権利として認めうること、さらに、（仮に放送受信契約が継続的な有償双務契約ではないとしても）放送法の趣旨から、NHKが放送法4条1項及び同法81条1項に明確に違反する放送を継続的に行い、通常の批判活動でその是正が不可能な場合に受信契約者が受信料の支払いを拒むことが出来ることなどについて、学者や専門家等による鑑定書の提出や証言等を検討している。

4 NHKの情報開示義務との関係

原告（NHK）は、この点について、上記準備書面（1）において視聴者に適切な情報を開示する義務を一切負わないと強弁している。

しかし、NHKの情報公開制度の運用経費は視聴者の受信料によって賄われているにもかかわらず、視聴者に対して、適切な情報を開示する義務を全く負わないなどという主張は到底認められない。

しかも、NHK自ら、「視聴者の受信料によって運営されている公共放送として、豊かで良い放送番組をあまねく全国に放送するとともに、事業活動や財務内容などについて、常に視聴者にきちんと説明する必要がある」として、NHK情報公開制度を設けたのである。

NHKが視聴者に適切な情報を開示する義務に違反し、その違反の程度が著しい場合には、受信料の拒絶が認められるというべきであり、この点について、より具体的な主張、立証を予定している。

5 NHKの放送がどの程度放送法に反する場合に、受信料の支払いを拒絶ないし一時保留しうるか。

NHKは、広く国民に受信契約を締結させて政府等の国家権力、広告主等に依存しない公共放送を維持し存続させる責務を負っている。NHKが放送法4条1項及び同法81条1項に明確に反する放送を行い、かつそれが継続的に行われ、もはや一般的な批判、言論活動においてその是正が不可能な事態に陥った場合は、受信契約を締結している視聴者は、受信料の支払いを拒

絶ないし一時留保することが許容されると解すべきである。

NHKの放送がどの程度、放送法に反する場合に、受信料の支払を拒絶ないし一時留保することが許容されるのか。その要件について、最近の事例も含め、より具体的な主張・立証を予定している。

- 6 さらに、被告が何故受信料の支払いを中断したのか、その不払いが3年間に及んだ理由、受信料未払いをめぐるNHKとの交渉の経緯等について明らかにするためには、被告本人の尋問の実施は最低限必要である。

上記のような機会を保障せず、弁論を再開しないまま判決を下すことは、到底公平な裁判とはいえず、憲法32条が保障する国民の「裁判を受ける権利」を侵害するものである。

第3 合議体での審理の要請

上述のとおり、本件においては、放送受信契約や受信料の法的性格が争点であり、原告と被告間の放送受信契約の時期、内容、被告による放送受信料の支払中止の経過等にとどまらず、原告（NHK）の放送法遵守義務と受信契約者の義務との関係等、重要な論点が多数含まれる事案であり、社会的影響も大きい。

しかも、単独裁判官によって、極めて拙速というほかない訴訟指揮がなされ、わずか2回の口頭弁論で予告もなく審理が終了されようとした経緯がある。

以上のような事情から、弁論再開にあたっては、裁定合議事件として本件を合議体にて審理されるよう要請する。

以上